

2 引取り・収容

飼い主等からの引取りや、捕獲・収容され、狂犬病予防法で定める公示期間が過ぎた子犬たちが、譲渡候補の子犬となります。



飼い主等からの引取り

飼い犬が子犬を産んでしまったので引取ってほしい、という飼い主からの引取り依頼があった場合には、飼い主の責任について、十分な指導を行う必要があります。

- ①最も大事なものは、母犬の不妊手術を早急に必ず行うように指導することです。誓約書を書いてもらい、実施報告をしてもらうことを条件に子犬を引取る、それが実施されない場合には今後子犬の引取りには応じない、としている自治体もあります。実際にどのくらいの子犬が殺処分されているか、具体的に話すことで効果を上げる場合もあります。
- ②引取り依頼をする飼い主の身元確認をしましょう。飼い犬の不妊去勢手術を行わずに何度も子犬を持ちこむ飼い主や業者は、自分の身元を偽ったり、所有者不明として引取り依頼をすることもあります。
- ③引取った子犬に関する情報をできるだけ多く、飼い主から聞き取りましょう。親犬の大きさや性質、子犬のこれまでの飼育状況などを聞いておくと、収容中の管理ケアに役立つのはもちろん、譲渡の際のマッチングにも大事な情報となります。
- ④安易に引取りを求めるのではなく、飼い主みずから積極的に子犬の貰い手を探すようアドバイスしましょう。HPやスーパーの掲示板を利用したり、愛護団体へ相談するなど、具体的なアイデアを示すことで飼い主の行動につながることもあります。
- ⑤引取り依頼のあった子犬がまだ離乳前である場合には、引取っても飼育が難しいこと、また、自力でフードが食べられるようになるまで母犬のもとで飼育してから連れてきてもらえば譲渡の可能性のあることを説明している自治体もあります。母犬が育てることで、子犬は免疫がついて順調に成長し、また犬同士の社会化が促進されるという利点もあります。



この3匹は同胎の子犬です。左の1匹は生後すぐにセンターに持ち込まれ人工保育、右の2匹は生後2カ月まで母犬のもとで育った子犬です。同胎でもあきらかに成長の度合いが違ふことがわかります。

収容

野外で捕獲された子犬を収容する場合には、可能な限り、感染症予防と事故防止のため、他の動物とケージを分けて搬送・収容するようにしましょう。また、同じ犬であっても、成犬と子犬とはなるべくケージを分けてください。(母犬とともに子犬が捕獲された場合は別)。確実に同胎と思われる子犬同士であれば、同じケージに入れてもいいでしょう。



東京都動物愛護相談センター多摩支所では、子犬が持ち込まれた場合、ある程度大きさの大きさに育つまで事務室に子犬用サークルを設置して、飼育することがあります。まだ幼く、ステンレスケージや犬舎での飼育が難しい場合、このように常に職員目の届くところで世話をすれば、健康で人慣れた、より譲渡に適した子犬に育てることが出来ます。トイレのトレーニングも可能です。スペースや世話をする人員に余裕がある場合には、ぜひ参考にしてみてください。

東京都動物愛護相談センター多摩支所
「通称の若い子犬の飼育」

事例①